

昭和56年5月以前の基準により建築された木造住宅にお住まいの皆様

耐震補助金のお知らせです

昭和56年（1981年）5月以前の基準により建築された住宅は、旧耐震基準で設計されているため、地震の際に倒壊する危険性が高いとされています。

そのため町では、これらの住宅の耐震化を支援するため、耐震診断、耐震改修、耐震建替えに対する補助事業を実施しています。

また、平成31年度からの新たな拡充点として、補強計画策定込みの改修工事又は、建替工事を行った場合、最大100万円の補助金が交付されます。

※補助制度をご利用の際は、申請手続きが必要になります。また詳しい補助の要件等もごさいますので、事前に町都市計画課へお問い合わせください。

まずは耐震診断を受けてみましょう

①耐震診断（補助限度額2万円）

診断の結果、地震によって倒壊の恐れあり

今の住宅に住み続けたい

新しく建替えたい

②補強計画策定込み

改修工事

（補助限度額100万円）

③建替工事

（補助限度額100万円）

さらに 建替え後の住宅が
木造であり、10m³以上の
県産出材を使用する場合

10万円加算します

◎お問い合わせ先

壬生町建設部都市計画課都市計画係

電話番号：0282-81-1853 ファックス：0282-82-8252

①耐震診断の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前の基準により建築された住宅 ・在来軸組工法により建築された住宅 ・木造2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅（住居部分の延床面積が1/2以上のもの） ・賃貸を目的としない住宅
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・2万円（耐震診断費用の2/3以内）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断は耐震診断士が行うものとする

②補強計画策定込改修工事の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円（補強計画策定及び耐震改修に要する費用の1/2以内）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修とは、必要保有耐力に対する各階の梁間方向又は桁行方向の耐力の割合が1.0未満であったものを1.0以上にする工事をいう ・一定の要件を満たす耐震改修を実施した方について、所得税・固定資産税の軽減措置を受けられる場合があります

③耐震建替え工事の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円（建替え前の住宅の耐震改修に要する費用相当分（1㎡当たり23,400円）の1/2以内） ・建替え後の住宅が木造であり、10㎡以上の県産出材を使用する場合、10万円の加算
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の恐れがあるとされた住宅を除却し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を建築すること ・耐震診断前に建築確認申請を行わないこと

※共通の注意事項

- ・補助申請は耐震化事業（耐震診断、耐震改修、除却、建替えの契約を含む）の着手前に行う必要があります。
- ・補助対象者は、国税、県税、町税の滞納がない方に限られます。
- ・補助対象者は、補助対象事業の契約者本人となります。
- ・その他の補助条件については窓口へ確認してください。
- ・国庫補助（住宅ストック循環支援事業、地域型住宅グリーン化事業、ZEHや次世代住宅ポイント制度などによる補助等）、県補助金（とちぎ材の家づくり支援事業費補助金等）及び町補助金（空き家リフォーム補助金等）など重複利用ができないメニューもございます。
- ・原則11月末（または定数に達した時点）で申請を締め切ります。補助をご希望の場合は、早めのご相談をお願いいたします。